

● 食品ロスをめぐる現状

我が国の食品ロスの状況

- 食品ロス量は年間**643万トン**（平成28年度推計）≒国連世界食糧計画（WFP）による食糧援助量（約380万トン）の1.7倍
- 毎日大型（10トン）トラック約**1,760台分**を廃棄
- 年間1人当たりの食品ロス量は**51kg** ≒年間1人当たりの米の消費量（約54kg）に相当

<日本>

食料を海外からの輸入に大きく依存

- 食料自給率（カロリーベース）は**38%**
（農林水産省「食料需給表（平成29年度）」）



廃棄物の処理に多額のコストを投入

- 市町村及び特別地方公共団体が一般廃棄物の処理に要する経費は約**2兆円/年**
（環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」）

食料の家計負担は大きい

- 食料が消費支出の**1/4**を占めている
（総務省「家計調査（平成30年）」）

深刻な子どもの貧困

- 子どもの貧困は、**7人に1人**と依然として高水準
（厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」）

<世界>

世界の食料廃棄の状況

- 食料廃棄量は年間約**13億トン**
- 人の消費のために生産された食料のおよそ1/3を廃棄
（国連食糧農業機関（FAO）「世界の食料ロスと食料廃棄（2011年）」）



世界の人口は急増

- 2017年は約76億人、2050年では約**98億人**
（国連「World Population Prospects The 2017 Revision(June 2017)」）

深刻な飢えや栄養不良

- 飢えや栄養で苦しんでいる人々は約**8億人**
- 5歳未満の発育阻害は約**1.5億人**
（国連食糧農業機関（FAO）
「the STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD（2018）」）

SDGsの重要な柱

- 国連の持続可能な開発のための2030アジェンダで言及
- G7 農業大臣会合及び環境大臣会合（2016年）で、各国が協調し、積極的に取り組んでいくことで合意

持続可能な開発目標（SDGs）と食品ロスの削減

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）

- 2015年（平成27年）9月に、国連の「持続可能な開発サミット」で採択された2016年から2030年までの国際目標。
- 貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17のゴール（目標）が設定されている。



★ 食品ロス関係の記載

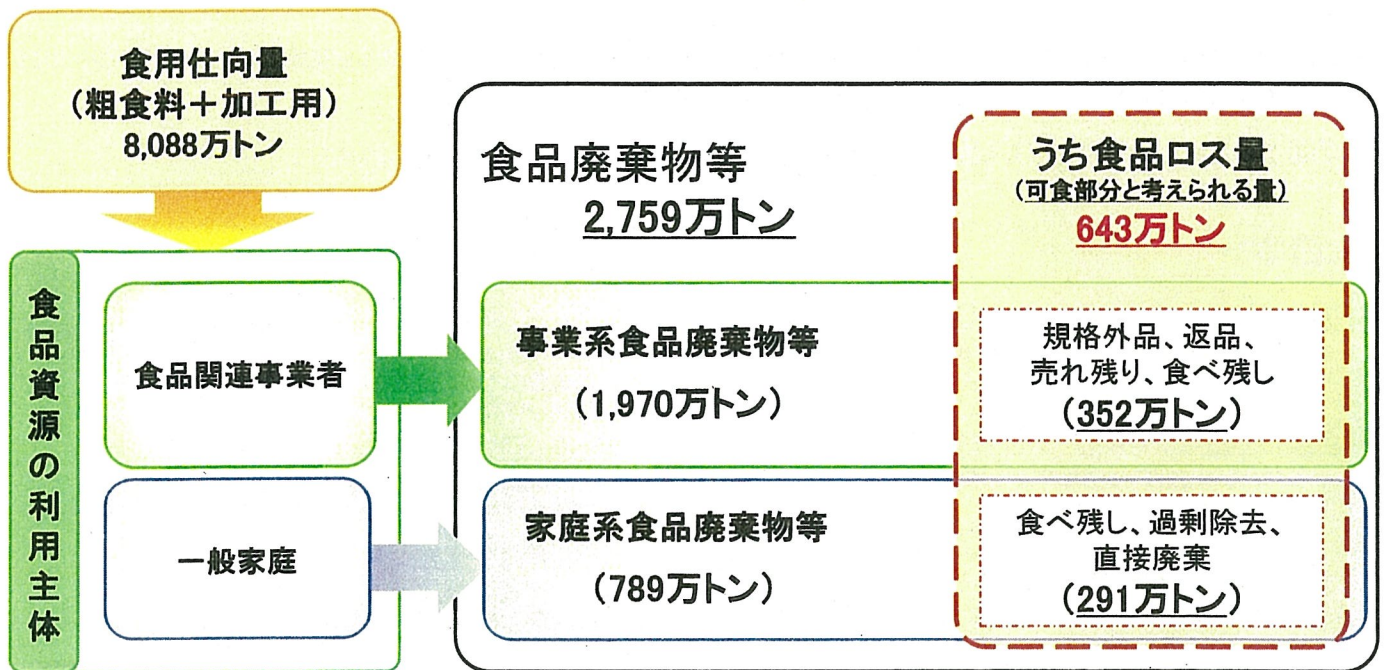
目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる。

※ 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（抜粋）

食品ロス削減 食品リサイクルの促進	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づく、食品廃棄物等の発生抑制・減量、飼料や肥料等の原材料としての再生利用等の取組を推進する。	12.2 12.3 12.5	①SDGs小目標12.3に対応する新たな指標（関係省庁と今後検討） ②業種別の再生利用等実施率 ③国産原料由来のエコフィードの生産量目標	消費者庁 農林水産省 環境省
	家庭等から排出される食品ロス削減に向けた普及啓発等の推進、地方公共団体が中心となった食品ロス削減に向けた取組の促進や、食品ロス問題の認知向上等のための消費者向けの情報提供を行う。		消費者意識基本調査による「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合」	

食品廃棄物等の発生状況 <概念図>



資料：農林水産省及び環境省「平成28年度推計」

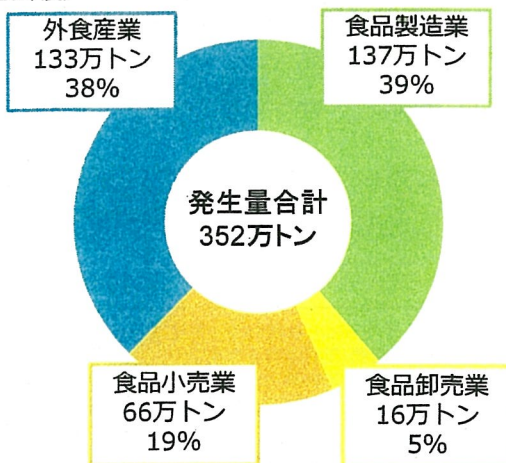
〔参考〕 産業廃棄物の総排出量は3億8,704万トン、一般廃棄物の総排出量は4,317万トン（平成28年度）
資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

● 食品ロスの発生要因

- 我が国の食品ロスは643万トン※
- 食品ロスのうち事業系由来は352万トン、家庭系由来は291万トンであり、食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組が必要。

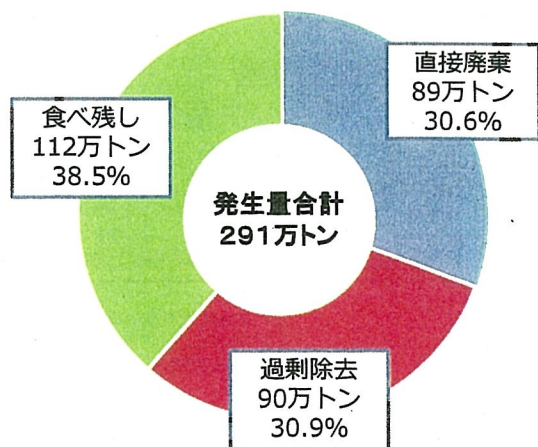
事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳

（平成28年度）



家庭系食品ロスの内訳

（平成28年度）



（出典）環境省資料

製造・卸・小売事業者 ○製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りなどが食品ロスになる	外食事業者 ○食べ残しなどが食品ロスになる
--	---------------------------------

（出典）農林水産省資料

※農林水産省・環境省「平成28年度推計」

食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

⇒ 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条） まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組	基本的施策（第14条～第19条） ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等 ※ 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む ②食品関連事業者等の取組に対する支援 ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰 ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究 ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供 ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討
責務等（第3条～第7条） 国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力	
食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条） 食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進	
食品ロス削減月間（第9条） 食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける	食品ロス削減推進会議（第20条～第25条） 内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議 （会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置
基本方針等（第11条～第13条） ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定） ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定	

※ 施行期日：公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

